

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|----------|---------|--|-----|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|
| | | | | | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 1 | H30.5.18 | H30.6.1 | (1) 仕様書「新聞の購入 公明新聞(多摩図書館)」 (2) 仕様書「新聞の購入 社会新報(多摩図書館)」 (3) 仕様書「新聞の購入 自由民主(中央図書館・多摩図書館)」 | 6 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都立中央図書館管理部総務課 |
| 2 | H30.5.18 | H30.6.1 | 政党機関紙の配達・集金のための通行許可書の有無、あればそのコピー | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 東京都立中央図書館管理部総務課 |
| 3 | H30.4.6 | H30.6.5 | ・東京都立日野台高等学校改修計画について ・28教学高第2126号「都立日野台高等学校(27)改修工事ほか2件に係る設計変更(第2回)について」 ・状況写真 ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(新耐震基準【区分1】) ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(旧耐震基準【区分1】) | 52 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 |
| 4 | H30.4.6 | H30.6.5 | 1「都立日野台高等学校(27)改修工事保護者説明会資料」について ・安全性「一現状でも問題はありませんが」と記載されています 「何故、現状でも問題がないにもかかわらず躯体の補修を実施したのか？」が非開示とされたが、次の一切 ① 前記の公文書「都立日野台高等学校(27)改修工事保護者説明会資料」の決裁文書 ② 同上各種報告書及び回覧文書(内部で検討を記録した文書) ・「・・・今回の工事では、躯体部分の劣化補強工事は想定されていなかった・・・」とあるが、改修工事開始前の計画段階で劣化補強工事を想定しない合理的判断に至った理由、根拠を具体的に説明・記述して下さい。 ① 改修工事前に実施した イ) 「耐震性能(保証)報告書」 ロ) 「構造計算書」 ハ) 以上、平成17年度耐震補強工事実施時 ニ) 当該改修工事実施前 ごとの予算額・実績額・差額を提示下さい。 2 上記に該当しない場合、個人で発言した内容につき何故このような発言に至ったのか「対応記録表」他に基づき具体的なかつ客観的な理由・根拠を提示下さい。 3 1、2の「公文書」がない場合、校舍改修工事遅延で機会損失の経済損失を受けた卒業生・現3年生・現2年生及び迷惑をかけた地域住民の方々のために、丁寧にわかりやすい説明を求めます。 そのため具体的なかつ客観的な表現で文章・資料・図表等で説明して下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | 請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 |
| 5 | H30.4.6 | H30.6.5 | 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調査書 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都立日野台高等学校 |
| 6 | H30.4.6 | H30.6.5 | 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届 | 1 | | 1 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | 業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 東京都立日野台高等学校 |
| 7 | H30.5.22 | H30.6.5 | 都立葛飾ろう学校(29)照明設備改修工事 工事設計内訳書 | 8 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部管轄課 |
| 8 | H30.5.22 | H30.6.5 | 都立蔵前工業高等学校(東29)照明設備改修工事その2 工事設計内訳書 | 6 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都東部学校経営支援センター管理課 |
| 9 | H30.5.22 | H30.6.5 | 下記案件の積算内訳書一式及び契約前面(照明器具姿見のみ) ア 都立桐ヶ丘高等学校(中29)非常用照明設備改修工事 イ 都立農芸高等学校(中29)非常用照明設備改修工事 | 22 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都中部学校経営支援センター管理課 |

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|------------|-----------|---|-----|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|
| | | | | | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 10 | H30. 5. 22 | H30. 6. 5 | (1) 都立東大和高等学校 (西29) 照明改修工事 設計内訳書、図面 (照明器具姿見のみ) (2) 都立瑞穂農芸高等学校 (西29) 照明改修工事 設計内訳書、図面 (照明器具姿見のみ) (3) 都立立川ろう学校 (西29) 照明改修工事 設計内訳書、図面 (照明器具姿見のみ) (4) 都立立川高等学校 (西29) 照明改修工事 設計内訳書、図面 (照明器具姿見のみ) (5) 都立南平高等学校 (西29) 照明改修工事 設計内訳書、図面 (照明器具姿見のみ) | 20 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都西部学校経営支援センター管理課 |
| 11 | H30. 5. 22 | H30. 6. 5 | ホームページ「都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年 (平成29年12月31日現在) の評定状況の調査結果」の、「中学校等別評定割合 (個表)」について、学校名が入っているもの (八王子のみ) 3年分 (平成29、28、27) | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 |
| 12 | H30. 5. 24 | H30. 6. 5 | 平成30年5月16日付30文科初第288号「平成30年度高等学校新教育課程説明会 (中央説明会) の実施について (依頼)」 | 11 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁指導部管理課 |
| 13 | H30. 5. 24 | H30. 6. 5 | ◇ 平成30年度高等学校新教育課程説明会に関し、都教委が文科省に (返事というか出席予定者の職・氏名等を) 返信した文書一式 ◇ 平成30年度高等学校新教育課程説明会に関し、都教委内で供覧した文書一式。 ◇ 4 (「新」というか) 改訂の「高校学習指導要領」について、都教委が都立高校等の (副) 校長、(主幹・主任) 教諭等対象に説明会 (名称は伝達講習会等、他の名称も含め) を開催すること (日時、場所・内容) を伝え、参加者名を報告させる等の文書一式 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁指導部管理課 |
| 14 | H30. 5. 29 | H30. 6. 6 | 都立田柄高等学校 (29) 便所改修その他工事 都立八丈高等学校 (29) 武道場天井改修その他工事 都立蔵前工業高等学校 (29) 武道場棟天井その他改修工事 上記(1)～(3)までの工事設計内訳書 | 48 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部管轄課 |
| 15 | H30. 5. 24 | H30. 6. 7 | 本日の教委定例会の報告資料 (2) の君が代強制に関する都民の声のうち、P8の「請願者への通知 (要旨) で、最高裁判決について「憲法19条に違反するものではない」だけを都合よく引用し、肝心の①減給・停職を取り消した主文、②前記①の処分が「著しく・社会的・逸脱し・・・違法である」と判じた箇所はP8に一切記述していない。この①②の内容について、資料 (2) に載せるか否かを検討した文書 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁総務部教育情報課 |
| 16 | H30. 5. 24 | H30. 6. 7 | 本日の教委定例会の報告資料 (2) の君が代強制に関する都民の声のうち、P8の「請願者への通知 (要旨) で、最高裁判決について「憲法19条に違反するものではない」だけを都合よく引用し、肝心の①減給・停職を取り消した主文、②前記①の処分が「著しく・社会的・逸脱し・・・違法である」と判じた箇所はP8に一切記述していない。この①②の内容について (2012年1月に最高裁判決が出て以来) 都教委内で議論・検討した文書 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁人事部職員課 |
| 17 | H30. 4. 11 | H30. 6. 8 | ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト (新耐震基準【区分I】) ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト (旧耐震基準【区分I】) | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 |

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|------------|-----------|---|-----|------|------|-----|-----|----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存在 応答 拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | |
| 18 | H30. 4. 11 | H30. 6. 8 | <p>2 指定する職員よりその存在を説明された。</p> <p>①「工事検査調書（完了）」</p> <p>②「工事設計書」</p> <p>③「工事設計内訳書」</p> <p>④「仕様書」</p> <p>⑤「特記仕様書」</p> <p>⑥「工事完了届」</p> <p>⑦「設計図面」</p> <p>⑧「工事設計内訳書」</p> <p>⑨「耐震改修報告書」</p> <p>⑩「構造計算書」</p> <p>⑪「耐震性能（保証）報告書」</p> <p>決裁文書（最終決裁者）各種報告書・回覧文書（意思決定を判定したもの）を全て提示下さい。</p> <p>5. 1. 2. 3. 4において各種文書がない場合</p> <p>①「都立日野台高校（27）改修工事保護者説明会資料」</p> <p>②「議事録」（東京都作成）</p> <p>③「保護者の方々の質問・要望等への回答（平成29年9月15日付）」</p> <p>④「工事状況報告書（決裁書）」</p> <p>⑤「報告書（決裁書）」</p> <p>上記①～⑤の公文書より引用及び代用した箇所を波線で示し、具体的かつ客観的な理由・根拠を明示して下さい。</p> <p>以上</p> | | | | | 1 | | | | | | | | | | 請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため | 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 |
| 19 | H30. 4. 11 | H30. 6. 8 | 都立日野台高等学校（27）改修工事 工事状況報告書 | 9 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | 業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） | 東京都立日野台高等学校 |
| 20 | H30. 4. 11 | H30. 6. 8 | <p>4. 校舎改修計画後、工事開始後に施工不良（ジャンカ）＝経年劣化（東京都）が発見されました。</p> <p>発見後、東京都の建築専門家が調査し、建物解体・更地より再建築でなく、施工不良（ジャンカ）＝経年劣化（東京都）の補強工事を実施し改修工事継続、完成引き渡しが行われました。</p> <p>② 改修工事完了後の 2-⑩、⑪及び決裁文書（最終決裁者）各種報告書・回覧文（意思決定を判定したもの）</p> | | | | | 1 | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため | 東京都立日野台高等学校 |
| 21 | H30. 4. 11 | H30. 6. 8 | <p>1. 指定する「非開示決定通知書」</p> <p>(1) における「耐震補強工事完了報告書等（名称のいかんを問わず）」の文書・保有・保存期間を示して下さい</p> <p>(2) 開示請求書別紙2及び別紙4について記載された各学校の文書・保有・保存期間はどの根拠条文・条令・規則等によって決定されたのか具体的なかつ客観的理由・根拠を示して下さい。</p> <p>(3) 開示請求書別紙3について記載された各学校の文書作成及び取得していないのはどの根拠条文・条例・規等によって決定されたのか、具体的かつ客観的理由・根拠を提示下さい。</p> <p>2. 別紙1に記した日野台高校校舎耐震補強工事及び校舎改修工事より以前に実施されたにもかかわらず、上記(2)・(3)が保有・保存文書作成・取得されている具体的なかつ客観的理由・根拠を各校記載公文書の件名、各々別に提示下さい。</p> <p>イ) 工事検査調書（完了）</p> <p>ロ) 工事設計書</p> <p>ハ) 工事設計内訳書</p> <p>ニ) 特記仕様書</p> <p>ホ) 工事完了届</p> <p>ヘ) 設計図面</p> <p>ト) 工事設計内訳書</p> <p>ハ) 耐震改修報告書</p> <p>3. 別紙1各種のイ)、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、ハ)がない場合、その具体的なかつ客観的な理由・根拠を提示下さい。</p> <p>4. 1. 2. 3について 決裁書及び回覧文書（意思決定に至る決定文書）（最終決裁者）の全てを提示下さい。</p> | | | | | 1 | | | | | | | | | | 請求に係る文書は、現に保有しておらず、存在しないため | 教育庁総務部総務課 |

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|------------|-----------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|-----------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 22 | H30. 4. 12 | H30. 6. 8 | (1) 平成30年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書（附則9条本）の選定について (2) 平成30年度使用学校教育法附則第9条に規定する図書の審査について | 6 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁指導部管理課 | |
| 23 | H30. 4. 12 | H30. 6. 8 | 2 本日の教委定例会報告資料（1）の2頁の3の（2）で指導部長は「都立高校等から附則9条本として使用申請のあった図書について、原則としてその内容の全部について年間を通して授業することができるものが選定されているか、当該図書の内容及び構成を調査する」と述べた。 (1) このカギカッコ部分について、『江戸から東京へ』という副読本の改訂版について2017年度以前に調査した内容について (2) 特に大手メディアや■■■■■さんを含む市民が問題にした ① ●●●●氏が第2次世界大戦について「マッカーサー語録の全体の中のほんの少し（9単語）にすぎないのに、同副読本に「自衛戦争だ」という趣旨の記述をしている箇所 ② 関東大震災（1923年）での日本人のデマにより虐殺された朝鮮人を慰霊する碑の墨田区横網町にある碑の朝鮮人の犠牲者数を生徒に知らせたくないで、その碑文の一部を都教委指導主事が改ざんした箇所（確かコラム） 一の①②は遺漏なく調査した内容（副読本として採択に関してのみならず、すべて適切も含め） ◎2の（1）は、（2）の①②だけでよいので取り下げる。 ◎2の（2）の①②の当該記述文を確定するに至る検討資料すべて（検討する会議資料を含む） | | | | | | | | | | | | | | | | 請求にかかる公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁指導部管理課 | |
| 24 | H30. 5. 1 | H30. 6. 8 | 1 学習指導案及び配布資料 2 学習指導案「性の学習」 3 都教育委員会による指導、助言の根拠 4 足立区教育委員会との情報交換資料 5 文部科学省及び東京都教育委員会の性教育に関する基本的な考え方 6 中学校等における性教育への対応について 7 中学校等における性教育への対応について 8 都教育委員会による指導、助言の根拠 9 学習指導案及び配布資料 | 104 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁指導部管理課 | |
| 25 | H30. 5. 1 | H30. 6. 8 | 1 「学年だより」及び「生徒の感想」 2 足立区教育委員会との情報交換 3 足立区教育委員会との情報交換 4 平成29年度 足立区立●●中学校 総合的な学習の時間の全体計画・年間指導計画、平成30年度 足立区立●●中学校 人権教育全体計画・年間計画、学校だより、保護者宛てお知らせ 5 葉の花中学校 情報提供 6 足立区教育委員会への性教育の授業に関する質問事項 7 足立区教育委員会対応記録 8 足立区教育委員会対応記録 9 足立区教育委員会対応記録 | 45 | 1 | | | | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | 個人の氏名及び職務遂行以外の情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（7条2号） 生徒の感想については、自筆による筆跡及び個人の思想が含まれる情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（7条2号） 生徒の感想については、情報が公にされることとなると、今後、同種のアンケートを実施した際に、生徒が率直かつ具体的に記載することを躊躇することが危惧され、その結果、正確な事実の把握が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（7条6号） 発言内容の一部は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（7条3号） 発言内容の一部は、公になる前の議会の議事録に関する情報であり、公にすることにより、外部からの圧力・干渉等が生じ、議会運営に支障をきたすおそれがあるため（7条5号） | 教育庁指導部管理課 |

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|----------|----------|--|-----|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-------------|
| | | | | | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 26 | H30.5.1 | H30.6.8 | 1 文教委員会答弁案骨子 2 文教委員会答弁 | | | 1 | | | | | | | | | | | | 当該公文書は、平成30年3月16日に行われた文教委員会において想定される質問に対する答弁案である。答弁案を公にすることとなると、議事録とは別に当該答弁内容が都の公式見解であるとの誤解を招きかねなく、その結果、当該答弁案の内容に係る事業等について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号） | 教育庁指導部管理課 |
| 27 | H30.5.1 | H30.6.8 | 足立区立中学校の性教育に関連して寄せられた都民の声（平成30年5月1日までに作成及び取得した公文書） | 228 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | 申出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス及び一般職非常勤の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（7条2号） 差出人及び職員個人の電子メールアドレスは、職員個人の電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号） 東京都教育委員会のホームページから寄せられた都民の声のコメント（意見内容）については、当該入力画面の「取扱いについて」に、「個人が特定できないように配慮し、要旨をこのホームページに掲載させていただく場合があります。」と記載しており、そのまま公にすることはしていない。意見内容を公にすることは、東京都教育委員会における都民の声事務に対する信頼を損なう等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号） | 教育庁総務部教育情報課 |
| 28 | H30.6.5 | H30.6.11 | (1) 都立蔵前工業高等学校 (29) 武道場棟天井その他改修工事 (2) 都立駒場高等学校 (29) 体操場天井改修その他工事 上記(1)・(2)の工事設計内訳書 | 27 | 1 | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部管轄課 | |
| 29 | H30.5.30 | H30.6.13 | 東京都教育委員会議事録（昭和29年第10回東京都教育委員会臨時会） | 8 | 1 | | | | | | | | | | | | | 教育庁総務部教育政策課 | |
| 30 | H30.5.30 | H30.6.13 | (1) 昭和26年2月27日 第3回臨時会（「東京都立学校教職員の選考について」（昭和26年4月3日）の審議） (2) 昭和26年3月13日 第3回定例会（「東京都立学校教職員の選考について」（昭和26年4月3日）の審議） (3) 昭和26年3月31日 第4回臨時会（「東京都立学校教職員の選考について」（昭和26年4月3日）の審議） (4) 昭和28年4月17日 第4回定例会（「東京都立学校教職員の選考について」（昭和28年6月12日）の審議） (5) 昭和28年5月15日 第5回定例会（「東京都立学校教職員の選考について」（昭和28年6月12日）の審議） (6) 昭和29年10月29日 第9回臨時会（「東京都教員適性検査に関する規則」（昭和29年11月30日）の審議） | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書に当該審議内容の記載がないため | 教育庁総務部教育政策課 |
| 31 | H30.5.30 | H30.6.13 | 「東京都立学校教職員の選考について」（昭和26年4月3日） 「東京都立学校教職員の選考について」（昭和28年6月12日） 「教職発6 昭和25年3月1日新制大学教職養成学校並びに旧新制各志願者学校卒業生の選考について」（昭和26年1月19日） 「教職発26 第18回中学校高等学校教員選考について」（昭和26年1月29日） 「教職発27 第19回小学校幼稚園教員選考について」（昭和26年1月31日） 「教職発27 第19回中学校高等学校教員選考について」（昭和26年2月1日） | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため | 教育庁人事部選考課 |

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|----------|----------|---|-----|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|---------------|
| | | | | | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | | |
| 32 | H30.5.9 | H30.6.14 | (1)連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知） (2)学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知） (3)無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について（通知） (4)義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知） (5)不登校重大事態に係る調査の指針について（通知） (6)不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） (7)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知） (8)児童生徒の教育相談の充実について（通知） (9)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（通知） (10)不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について（通知） (11)学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知） (12)不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について（通知） (13)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知） | 158 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁指導部管理課 | |
| 33 | H30.6.7 | H30.6.14 | 東京都タクシーチケット券（平成28・29年度分） | 8 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育総務部教育政策課 | |
| 34 | H30.6.1 | H30.6.15 | 29-00847 都立板橋特別支援学校（中29）プール改修工事 工事設計書及び工事費内訳書 | 7 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都中部学校経営支援センター管理課 | |
| 35 | H30.6.1 | H30.6.15 | 都立芝商業高等学校（東29）プール塗装改修工事 設計内訳書 | 6 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都東部学校経営支援センター管理課 | |
| 36 | H30.6.7 | H30.6.18 | (1)都立杉並高等学校ほか1校(2)武道場天井改修電気設備工事 (2)都立蔵前高等学校(29)武道場棟天井その他改修電気設備工事 上記(1)・(2)の工事設計内訳書 | 22 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部営繕課 | |
| 37 | H30.6.6 | H30.6.18 | (1)都立立川高等学校(30)受変電設備その他改修工事 (2)都立北特別支援学校(29)受変電設備改修工事 上記(1)・(2)の工事設計内訳書 | 22 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部営繕課 | |
| 38 | H30.6.11 | H30.6.20 | 都立墨田工業高等学校(28)外壁その他改修工事 工事設計内訳書 | 12 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都立墨田工業高等学校 | |
| 39 | H30.6.7 | H30.6.21 | 1 文科省教育課程課編集の『初等教育資料』2017年6月号で、都教委が首都圏の各県教委からの「五輪教育学習読本」がほしいという要望に応じ必要数を提供する方針を明らかにしたとある。 この件で、 (1) 都教委が首都圏の各県教委等に出した文書 (2) 各県教委から提供してほしいという求めのあった文書（出てきた教委のすべて） (3) (2)に応じ都教委が五輪読本を提供する時に添えた文書 (4) 都民の税金を、関係のない他県のための使うことができる法的根拠となる文書 | | | | | | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。 『初等教育資料』には開示請求者の主張するような内容の記載はない。また、五輪教育学習読本については、組織委員会のHPに掲載されていることから、開示請求者の主張するようなやりとりは各県教委としていない。 | 教育庁指導部管理課 |
| 40 | H30.6.7 | H30.6.21 | (1) 都立日野台高等学校(27)改修工事写真 外壁改修工事（特別教室棟外壁・3階内部柱） 特別教室棟 内部施工前・後 (2) 都立日野台高等学校(27)改修工事写真 外壁改修工事（特別教室棟 内部施工状況 | 38 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都立日野台高等学校 | |
| 41 | H30.6.8 | H30.6.22 | 都文化財議案説明書 同意書 | 3 | | 1 | | | | | | | | | | | | | 個人の氏名及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため | 教育庁地域教育支援部管理課 |
| 42 | H30.4.26 | H30.6.25 | ・平成30年3月23日付「主幹教諭・事務長に関する実態に関する調査」文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 ・上記調査に関する東京都の回答（調査票） | 9 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁人事部職員課 | |

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|----------|----------|--|-----|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---------------|
| | | | | | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 43 | H30.4.26 | H30.6.25 | (1)平成30年3月23日付「主幹教諭・事務長に関する実態に関する調査」をやるように、都教委が文科省に働きかけた文書。 (2)平成30年3月23日付「主幹教諭・事務長に関する実態に関する調査」に回答するに当たり、都教委内で開いた会議(打ち合せを含む)の記録及びそこの配布資料 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求にかかる公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため | 教育庁人事部職員課 |
| 44 | H30.4.26 | H30.6.25 | (1)平成30年度教育施策連絡協議会資料 (2)司会進行原稿 | 22 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁総務部総務課 |
| 45 | H30.4.26 | H30.6.25 | 4月20日(中野サンプラザ)及びこの他の日に実施した教育施策連絡会の記録のうちテープを起こした初稿 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求にかかる公文書は、作成しておらず、存在しないため | 教育庁総務部総務課 |
| 46 | H30.4.26 | H30.6.25 | (1)「平成30年度教育施策連絡協議会に係る通知について(依頼)」の別添「質問票」 (2)開会前投影スライド (3)平成30年度主要施策の概要について (4)休憩中投影スライド (5)パネルディスカッション進行用スライド | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁総務部総務課 |
| 47 | H30.4.26 | H30.6.25 | 基調講演用スライド | | | | 1 | | | | 1 | | | 1 | | | | 基調講演用スライドは、後援者が代表理事を務める法人の調査研究等に関する内容を含むものであり、当該法人の競争上の地位等を損なうおそれがある。また、東京都教育委員会に対する当該法人の信頼を著しく損なうことにもなり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(7条3号及び6号) | 教育庁総務部総務課 |
| 48 | H30.6.18 | H30.6.26 | (1)都立多摩高等学校(29)空調設備改修工事 (2)都立上野高等学校(29)別館棟厨房その他改修空調設備工事 (3)都立中野工業高等学校(29)校舎棟その他改修空調設備工事 上記(1)から(3)までの工事設計内訳書 | 40 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部営繕課 |
| 49 | H30.6.18 | H30.6.26 | (1)都立多摩校の学園(29)電気設備改修工事 (2)都立高等特別支援学校(29)内部改修その他電気設備改修工事 上記(1)から(2)までの工事設計内訳書 | 53 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部営繕課 |
| 50 | H30.6.19 | H30.6.26 | 都立立川ろう学校(30)環境整備工事 工事設計書 | 66 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部営繕課 |
| 51 | H30.6.21 | H30.6.26 | 都立東大和南高等学校(29)受変電設備改修工事 工事設計内訳書 | 11 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部営繕課 |
| 52 | H30.6.20 | H30.6.26 | 立川ろう学校(30)環境整備工事 工事設計書 | 66 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁都立学校教育部営繕課 |
| 53 | H30.6.14 | H30.6.28 | 都立日野台高等学校(27)改修工事 現場代理人及び主任技術者等通知書 | 1 | | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | | | 業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) | 東京都立日野台高等学校 |
| 54 | H30.6.14 | H30.6.28 | 都立日野台高等学校(27)校舎改修工事 管理技術者及び主任技術者の工事途中変更がある場合、変更した全て | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、不存在のため | 東京都立日野台高等学校 |
| 55 | H30.6.14 | H30.6.28 | 一般競争入札参加資格確認結果通知書 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都立日野台高等学校 |

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|------------|------------|--|-----|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|-------------|
| | | | | | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | | |
| 56 | H30. 6. 14 | H30. 6. 28 | 都立日野台高等学校（27）改修工事 ① 現場代理人及び主任技術者等通知書 ② 一般競争入札参加資格確認申請書 ③ 建設共同企業体協定書（甲） ④ 設計図書 ⑤ 積算内訳書 | 40 | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 業者の取引金融機関名については、当該法人の競争上の地位等を損なうおそれがあるため（7条3号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） | 東京都立日野台高等学校 |
| 57 | H30. 6. 19 | H30. 6. 28 | (1) 29教総第1160号「Jアラートによるミサイル発射情報に対する都立学校の対応（ガイドライン）の一部改正について」 (2) 事務連絡「北朝鮮のミサイル発射に係る対応について」 (3) 事務連絡「『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』の一部事前送付等について」 (4) 事務連絡「『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』の活用について」 | 66 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁総務部総務課 | |
| 58 | H30. 6. 19 | H30. 6. 28 | ③ 避難訓練は各学校の判断で行うことで区教委、都教委はそれに関知しないといった文書（あるいは内規など） 2017～18年に都立学校で弾道ミサイル避難訓練が行われています。 ① 学校長の責任で行うことを示す文書 ② 学校長は、児童、生徒の保護者に対して、「弾道ミサイル避難訓練を行う」という通知は出さなくていいのかの文書 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁総務部総務課 | |
| 59 | H30. 6. 19 | H30. 6. 28 | (1) 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について（通知）（平成29年9月15日付29教地義第971号） (2) 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）（平成29年9月8日付29教地義第953号） (3) 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の一部事前送付等について（平成30年2月23日付事務連絡） (4) 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の活用について（平成30年3月1日付事務連絡） | 56 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁地域教育支援部義務教育課 | |
| 60 | H30. 6. 15 | H30. 6. 29 | (1) 平成13年度教育庁耐震診断結果一覧 (2) 都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事施工写真 | 84 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 東京都立日野台高等学校 | |
| 61 | H30. 6. 15 | H30. 6. 29 | 平成13年度耐震診断により耐震性能を有していることが判明してから平成27年耐震補強工事が実施されるまで東京都が日野台高校の生徒・教職員・災害被害の避難場所の地域住民の為に安全上実施していた施策、その対策予算・実績額 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 東京都立日野台高等学校 | |